

令和2年度神戸市WEBサイト「Kobe Creators Note」 記事制作・情報発信業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 案件名称

Kobe Creators Note 記事制作・情報発信業務

2. 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

市内クリエイターや企業の興味を引く関連情報や記事の発信を通じ、WEB サイト「Kobe Creators Note」(以下、「本サイト」という。)の認知拡大を図るとともに、閲覧者数、登録者数及びSNSのフォロワー数を増加させる。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和3年3月31日まで(予定)

(4) 事業規模(契約上限額)

金4,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)

(5) 費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

(6) 公募内容の相談

令和2年3月5日(木)に仕様書内容についての個別相談を実施する。希望する場合は本要領10に定める担当部署へ連絡すること(時間の都合により先着6社限定)。なお、個別相談での相談内容は、3月13日を目途に参加予定者全員に対し、電子メールにて回答する。

3. 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。(神戸市は、受託事業者と協議の上、企画提案された内容の一部の変更を求めることがある。)なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約を締結せず、契約締結後に判明した場合は契約を解除する。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。

(3) その他

- ① 契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

- ② 共同企業体として本プロポーザルに参加した者が受託候補者に選定された場合は、共同企業体協定書を契約締結までに神戸市に提出すること。

4. 応募資格

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと
- ② 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと
- ④ 神戸市指名停止基準（平成 6 年 6 月 15 日市長決定）に基づく指名停止措置を受けていないこと
- ⑤ 国税及び地方税を滞納していない者であること
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第 5 条各号に該当する団体でないこと
- ⑦ 業務の遂行にあたり、連絡、調整、打ち合わせ等に際し迅速に対応できる体制を有していること
- ⑧ 業務運営に関し各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること
- ⑨ 共同企業体による受託も可能だが、その場合は代表者及び構成員が上記①から⑧を全て満たすこと。また、神戸市との連絡調整は、代表者が行い、委託契約に係る事務処理についても代表者の名義で行うこと

5. スケジュール

- | | |
|--------------------|--------------------------|
| ① 公募開始 | 令和 2 年 2 月 26 日 |
| ② 仕様書内容の個別相談（任意） | 令和 2 年 3 月 5 日 |
| ※時間の都合により先着 6 社限定 | |
| ③ 参加申請関係書類・質問票提出期限 | 令和 2 年 3 月 10 日午後 5 時まで |
| ④ 質問に対する回答 | 令和 2 年 3 月 13 日（予定） |
| ⑤ 企画提案書・見積書の提出期限 | 令和 2 年 3 月 23 日 午後 5 時まで |
| ⑥ 選考審査会 | 令和 2 年 3 月 30 日午後（予定） |
| ※詳細は参加申請者に別途通知 | |
| ⑦ 委託事業者決定通知 | 令和 2 年 4 月上旬（予定） |
| ⑧ 事業実施 | 令和 2 年 4 月上旬～令和 3 年 3 月 |

6. 応募手続きに関する事項

(1) 参加申請関係書類の提出

- ① 受付期間 令和2年2月26日から令和2年3月10日午後5時まで
- ② 提出場所 本要領10に定める担当部署
- ③ 提出方法 持参又は郵送とする。
- ④ 提出書類
 - a. 参加申込書（様式1号）
 - b. 参加資格確認書（様式2号）
 - c. 平成30・31年度神戸市入札参加資格（工事請負または物品等）を有することを証明する書類（資格を有する者に限る。）
 - d. 法人登記簿謄本（提出日から起算して3ヶ月以内に発行された正本）
 - e. 団体概要（様式3号）【7部】
 - ※ 直近事業年度の決算報告書、会社概要、パンフレット等も可
 - ※ 共同企業体の構成団体は（様式4号）を使用すること
 - f. 法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税の各納税証明書（直近1年分、写しでも可）
 - ※ 滞納がないことが証明する納税証明書によること
 - ※ 当該市町村において、上記様式がない場合は各市町村民税の納付を証する証明書様式にて提出すること
 - g. 誓約書（様式5号）
 - h. 共同企業体結成届出書（様式6号）（共同企業体による参加申込の場合のみ）
 - ※ 共同企業体で参加申込を行う場合は、全ての構成員について、上記のc～fを提出すること。
 - ※ d、fは、令和2年1月30日以降に本要領10に定める担当部署に別件契約又はプロポーザルのために提出済みであり、かつ、内容に変更がない場合は提出不要
 - ※ d、f、gは、神戸市の入札参加資格がある場合は提出不要
- ⑤ 提出部数 各1部（※eのみ【7部】ご提出ください）

(2) 質問の受付

- ① 受付期間 令和2年2月26日から令和2年3月10日午後5時まで
- ② 提出方法 質問票（様式7号）に質問を記入し、本要領10に記載の担当部署宛に電子メールで提出すること。なお、電話等による質問は受け付けない。
電子メールのタイトルは必ず「Kobe Creators Note 記事制作・情報発信業務に関する質問」とすること。
- ③ 回答方法 参加申込者全員に対し、質問事項及び回答を電子メールで回答する。なお、質問者の氏名は公表しない。
- ④ その他 神戸市の回答は、本要領及び仕様書を補足する効力を持つ。

7. 企画提案書・見積書の提出

- ① 受付期間 令和2年2月26日から令和2年3月23日 午後5時まで
- ② 提出場所 本要領10に定める担当部署
- ③ 提出方法 持参又は郵送とする。

④ 企画提案書の提出【7部】

- a 様式自由・A4サイズ
- b 表紙及び目次をつけ、各ページの下部にページ番号を付すこと
- c 必須記載項目（ア～カの順に記載すること）
 - ア 業務の年間実施スケジュール案（以下を含むこと）
 - ・トップページテーマの変更回数
 - ・(1)～(4)の記事本数及びFacebookの更新頻度
 - (1)登録クリエイター紹介記事、(2)神戸市主催・共催・後援イベント、(3)登録クリエイター主催イベント、(4)その他記事
 - イ 記事化するイベント情報等の収集方法
 - ウ サイト掲載記事のイメージに近い実績記事の提示（1案）とそのポイント解説
 - エ サイト登録者の増加につながる情報発信・拡散方法の提案
 - オ 実施体制（業務（トップページ改変、記事作成、情報発信）ごとに記載すること）
 - カ 契約の全期間を通じて確実にアサイン可能な業務遂行責任者及びFacebook運用責任者の氏名及び主な実績

⑤ 見積書及びその明細書の提出【1部】

- a. 様式：任意
- b. 用紙サイズ：A4サイズ
- c. 記載項目：
 - ア 見積年月日
 - イ 事業者の名称、所在地、代表者の役職・氏名及び連絡先
 - ウ 代表者印（丸印）
 - エ 見積金額
 - オ 積算根拠

8. 選定方法及び結果の通知

「Kobe Creators Note 記事制作・情報発信業務」受託事業者選定委員会（以下「事業者選定委員会」という。）で、提出された企画提案書等に基づき書類による審査を行い、評価基準により最も優れた企画・提案能力を有する事業者を特定し、最優秀提案者として契約の相手方の候補者とします。

- ・ 提案者が1者の場合は書類による審査のみを実施する。
- ・ 応募者多数の場合には、プレゼンテーション審査に先んじて書類審査を実施し、その結果によってはプレゼンテーション審査の対象外となる場合があることに留意すること。
- ・ 提出された企画提案書等について評価基準に基づき評価を行い、その結果、6割以上の点数を得られなかった場合は契約候補者として選定しない。

(1) 事業者選定委員会（※プレゼンテーション審査）

- ① 日付 令和2年3月30日（詳細は対象事業者に別途通知）
- ② 場所 三宮ビル東館内
- ③ 内容 企画提案書によるプレゼンテーション（15分程度、質疑応答は別途）

- ・説明は本業務に携わる者（責任者またはこれに準ずる者）が行うこと。
- ・説明の際は、選定委員の手元に事前に提出のあった企画提案書（紙）を用意しており、企画提案書の内容に沿った説明を行うこと。

（２） 選定基準

① 算出方法について

見積額に基づく価格点と事業者選定委員会で審査される内容点をそれぞれ算出する。

総合点（120点満点）

内容点（100点）＋地元企業に対する優先的扱い（内容点の10％）＋価格点（10点）

② 内容点

内容点は、100点満点とし、P6の「1 目標達成に向けた工夫」「2 実施体制」の項目において審査を行う。各委員の内容点の平均値を応募者の得点とする。

③ 地元企業に対する優先的扱い

提案者の本社所在地が神戸市内である場合に、内容点に0.1を乗じた点数を付与する。

④ 価格点

価格点は、10点満点とし、以下の式によって事務局が算出する（小数点以下第1位は四捨五入）。

価格点（10点満点）＝10×（最低見積価格÷見積価格）

⑤ 評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、内容点のうち「1 目標達成に向けた工夫」の点数が高い事業者を契約の相手方の候補者とします。

（３） 選定結果の通知及び公表

令和2年4月上旬を目途に、神戸市ホームページ上に公表するとともに、応募者全員に結果を通知する。ただし、審査の内容等に関する問い合わせには応じない。

9. その他

（１） 提案に要する費用、条件等

- ① 本プロポーザルの応募又は参加に要する一切の費用は、参加者負担とする。
- ② 全ての提出書類は、返却しない。
- ③ 提出書類を、本プロポーザル実施以外の目的で、応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- ④ 企画提案書の著作権は参加者に帰属する。提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の利権の対象となっているものを使用した結果生じた責任については、参加者が負う。
- ⑤ 本要領に定めのない事項については別途協議によるものとする。
- ⑥ 本件に係る令和2年度一般会計予算が成立しない場合は、本プロポーザルに基づく契約を締結しないことがある。

（２） プロポーザル参加の辞退

参加申込後に、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに、「参加辞退届（様式8号）」により本要領10の担当部署に届け出ること。

10. 担当部署・連絡先

神戸市 経済観光局 経済政策課 都市型創造産業担当 高橋・平井

【所在地】神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館4階

【電話番号】078-984-0333

【FAX 番号】078-984-0337

【Eメール】etb_zigyo@office.city.kobe.lg.jp

※持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第11項各号に掲げる本市の休日を除く午前9時～正午、午後1時～午後5時（企画提案書・見積書の提出にあたっては午後4時まで）

※持参による場合は、事前に電話連絡すること

※郵送の場合は、送付記録が残る方法により期限までに提出場所に必着とすること。

評価項目

評価項目	採点基準	配点
1 目標達成に向けた工夫		70
スケジュール	業務内容の実施スケジュール案が業務目的に照らして効果的なものであるか	20
イベント収集方法	魅力的なイベントを適宜把握、発信できる方法か	10
記事作成	サイト利用のターゲット層に訴求する記事イメージになっており、業務目的に照らして効果的なものか。	20
情報発信・拡散方法	閲覧者・登録クリエイター数の増加が見込めるような工夫・提案となっているか。	20
2 実施体制		30
実施体制	魅力的なトップページ・記事作成、企画が、適宜効果的に実現可能な体制になっているか。	20
これまでの実績	業務全体を統率する業務遂行責任者及び Facebook 運用責任者について、本事業を実施するにあたって十分な実績を有しているか	10
3 地元企業に対する優先的取扱い		10
提案者の本社所在地又は支店・出張所等が神戸市内にあること	内容点 × 0.1 ※小数点第1位四捨五入	10
4 事業費		10
提案額の適正さ	価格評価点=10点満点×(最低提案価格/事業者の提案価格)※小数点第1位四捨五入	10
		120